

令和2年 鱒ヶ沢町農業委員会 第9回定例総会会議録

令和2年9月11日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 3階第4委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 11名

1番 兼岡 正英	10番 兼平 昭光
2番 神 文人	11番 對馬 孝
3番 三上 三樹	13番 工藤 清
4番 佐藤 松子	
5番 木村 暢子	
6番 木村 賢一	
7番 工藤 修二	
8番 工藤 文信	

◎欠席委員 2名

9番 井上 豊久	12番 木村 重美
----------	-----------

事務局	1. 開会 ただ今より令和2年第9回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中11名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の木村委員、7番の工藤委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長 事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和2年8月4日 青年等就農計画等審査会 場 所：鱒ヶ沢町役場 2階会議室 出席者：事務局（齊藤）</p> <p>報告第2号 令和2年8月27日 農業次世代人材投資事業採択者中間評価 場 所：一ツ森町字上禿地内 出席者：事務局（齊藤）</p> <p>報告第3号 令和2年8月28日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字鳴戸地内 出席者：三上三樹委員、工藤文信委員、對馬孝委員、事務局（齊藤、太田）</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第32号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>
議長	<p>6. 議案の審議 議案の審議に入ります。議案第30号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p>

事務局

農地法第3条第1項の規定により、許可申請書の提出があった件について農業委員会の許可を求めるものであります。議案第30号の詳細について申し上げます。

番号35

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須175番地2

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 6,251㎡のうち1,501㎡

外畑1筆 合計2筆

合計面積 2,376㎡

権利の設定をする者と受ける者については記載のとおりで、地役権の設定です。

番号36

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須169番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,699㎡のうち377㎡

権利の設定をする者と受ける者については記載のとおりで、地役権の設定です。

番号37

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須170番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 4,585㎡のうち630㎡

権利の設定をする者と受ける者については記載のとおりで、地役権の設定です。

番号35から37は、以前に風車建設のため5条一時転用許可を受けた農地であります。

建設後、風車の維持管理が必要となりますが、番号35は風車の羽根の回転範囲にあるので安全性を担保するため、番号36、37は羽根の補修等行う際に通行するため、地役権を設定したいとのことです。

農地法第3条には農地の所有権の移転の他に農業委員会の許可を受けなければならないものとして、地上権又はこれと内容を同じくする権利を設定する場合があります。そのため地役権を設定する場合は、地上権と同じく、農業委員会の許可が必要となります。以上です。

議長

それでは議案第30号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について早速審議に入ります。

議案第30号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第30号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第30号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。
続きまして議案第31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第31号は農地法第5条農地転用許可にかかる意見についてであります。提案理由は農地法第5条第1項及び同法第5条3項の規定に基づき、当農業委員会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。今総会に申請されました農地転用面積は367㎡、所有権移転が1件、一般住宅の新築であります。資料6頁をご覧ください。番号5の申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第1種住居地域であり、農地の区分は第3種農地と判断され、許可相当と認められます。議案31号番号5につきましては事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略します。以上です。

議長 ただいま事務局より、議案第31号の説明がございましたが、番号5の事前調査会をおこなっておりますので、当日の調査員にあたっている三上委員に調査結果報告をお願いします。

三上三樹委員 令和2年8月28日、工藤文信委員、對馬孝委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。議案第31号5番をご覧ください。申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。申請地は舞戸町字鳴戸133番2、面積は367㎡、登記地目は畑、現況は保全管理となっております。一般基準からみた判断を申し上げます。現地調査をしたところ、申請地は資料6ページの図面でもわかるとおり周辺は宅地化されており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。また、面積的にも適当と思われ、資金関係については自己資金でまかなうこととなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。以上、現地調査の報告を終わります。

議長 それでは議案31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について早速審議に入ります。

議長 議案第31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてつきましてご異議、ご質問等を許します。
 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可することに決定致します。
 つきまして議案第32号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第32号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	1件	5, 231 m ²
新規	0件	0 m ²
計	1件	5, 231 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	2筆	5, 231 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	0筆	0 m ²
計	2筆	5, 231 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	1名
借手農家	1名

事務局

地目別面積

田	5, 231 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	5, 231 m ²

3. 総地目別面積

田	5, 231 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	5, 231 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号136

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生73番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3, 641 m²

外田1筆 合計2筆

合計面積 5, 231 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料10a当り1俵（玄米）で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今議案第32号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議長	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第32号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第32号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>(午前10時20分)</p>
	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は10月12日(月)午前10時に開催予定。 <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 賢 一</p> <p style="text-align: right;">" 工 藤 修 二</p>